

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	脇排水機場 3号原動機分解整備工事
工 事 概 要	原動機設備 分解整備 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 永田 哲也 大分県佐伯市長島町4-14-14
契 約 年 月 日	令和 6年 4月15日
契 約 業 者 名	(株) 西島製作所
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82
契 約 金 額	115,500,000円 (税込み)
予 定 価 格	115,874,000円 (税込み)
随意契約によることとし た 理 由	別紙のとおり
工 事 場 所	大分県佐伯市大字鶴望字中スカ地先
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 6年 4月16日
工 期 (至)	令和 7年 3月31日
備 考	

随意契約理由書

1. 工事名 脇排水機場 3号原動機分解整備工事
2. 施工場所 大分県佐伯市大字鶴望字中スカ地先
3. 契約の相手方 住所：福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号電気ビル内
会社名：(株)西島製作所 九州支店
支店長 石崎 顕史
電話：092-771-1381
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は、佐伯河川国道事務所が管理する脇排水機場において、機械設備の信頼性向上のため、ガスタービンエンジンの分解整備及び3号主ポンプ機側操作盤の盤内部品取替を行い、河川管理に万全を期するものである。

- 2) 工事の内容

本工事は、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）・改良」するためのものであり、当該工事にて施工する設備における施工後の故障原因の追及・対処・単に部品交換を行うだけでなく、設備全体において当該工事にて施工する設備が与える影響により不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものである。

- 3) 随意契約に付する理由

本工事を実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。また、揚排水ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、揚排水ポンプ設備のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。

(株)西島製作所 九州支店は、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているとともに、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として(株)西島製作所 九州支店を特定し、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、(株)西島製作所 九州支店以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株)西島製作所 九州支店が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

河川管理課長